附則第六十三条第一項中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法」に改め、同項の表第二項の項中「第四十二条の十一第三項」を「第四十二条の十二の三第三項」に改め、同表第三項の項中「第四十二条の十一第四項」を「第四十二条の十二の三第四項」に改める。

附則第七十二条の表第二項の項中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。第四項において「平成二十三年改正法」という。）第十九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」に、「並びに新租税特別措置法第六十八条の十五の二、新租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項、新租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに新租税特別措置法第六十八条の十五の五」に改め、同表第四項の項中「平成二十三年改正法附則第五十五条」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第五十五条」に、「平成二十三年改正法第十九条」を「同法第十九条」に改め、同表第五項の項中「新租税特別措置法第六十八条の九の二第七項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項」に改め、「新租税特別措置法第六十八条の十五第五項」の下に「、新租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項」を加える。

附則第八十条第一項中「新租税特別措置法第六十八条の十五の三」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の十五の四第三項」に改め、同項の表第二項の項中「第六十八条の十五第三項」を「第六十八条の十五の四第四項」に改める。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百四条　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（次項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。）」に改め、同項の表第二項の項中「第十条の三第四項」を「第十条の五の三第四項」に改め、同表第三項の項中「第十条の三第五項」を「第十条の五の三第五項」に改め、同条第二項中「かつ、」の下に「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）」を加え、「新震災特例法」を「この項において「平成二十五年新震災特例法」という。）」に、「第十条の三の二まで」を「第十条の三の三まで」に、「新租税特別措置法」を「平成二十五年新租税特別措置法」に、「及び新震災特例法」を「及び平成二十五年新震災特例法」に改め、同項の表第一項の項を次のように改める。

第一項	次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第十条の四第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の三第一項の規定及び震災特例法第十条の三の三第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）	次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第十条の四第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の三第一項の規定及び震災特例法第十条の三の三第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）

	当該各号に定める金額
第一項	当該各号に定める金額（旧効力措置法第十条の四第三項又は第四項の規定により控除する金額を同条第三項又は第四項の規定により控除する金額とした場合において、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定により控除する金額を同条第三項又は第四項の規定により控除する金額とした場合において、震災特例法第十条の三第一項の規定により控除する金額を同条第一項の規定により控除する金額とした場合において、震災特例法第十条の三の三第一項の規定により控除する金額を同条第一項の規定により控除する金額とした場合において、それぞれ同条第三項又は第四項、同条第一項又は震災特例法第十条の二の二